

制度の留意点

国の法律や愛知県の「地球温暖化対策計画書制度」との関係

本制度は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)を踏まえ、対象事業所の基準や排出量の算定方法などを設定しています。

また、愛知県にも同様の制度がありますが、名古屋市域は対象地域から除かれているため、愛知県への提出は不要です。

市による勧告

計画書や報告書の提出・公表を行わない場合、必要な措置をとるよう勧告を行う場合があります。その勧告に従わない場合、氏名等の公表を行うことがあります。



制度の詳細(原油換算量や温室効果ガス排出量の算定方法、計画書等の記入方法など)につきましては、「名古屋市地球温暖化対策指針」、「地球温暖化対策計画書等記入要領」等をご確認ください。詳しくは、市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)をご覧ください。

計画書制度

🔍 サイト内検索

「地球温暖化対策計画書制度」ページ

<http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-10-12-0-0-0-0-0-0.html>

制度に関するお問い合わせ先・計画書等の届出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局脱炭素社会推進課

電話：052-972-2693 FAX：052-972-4134

メールアドレス：eco-nagoya@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp



毎月8日は環境保全の日

名古屋市では、毎月8日を「環境保全の日」として定め、この日に特に自動車利用を控える、定時退社するなど環境に配慮した取組の実行を呼び掛けています。

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市

地球温暖化対策計画書制度

名古屋市環境保全条例※に基づき、一定規模以上事業所は地球温暖化対策計画書の届出を行う必要があります。

※市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

制度改正 令和6年4月1日施行



はじめに…

名古屋市では、平成16年から名古屋市環境保全条例に基づく「地球温暖化対策計画書制度」により、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所(オフィスや店舗・工場など)を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表を義務付け、事業活動における自主的な地球温暖化対策を促進しています。



制度の対象となる事業者(地球温暖化対策事業者)

次の要件に該当する事業所(名古屋市内の事業所に限る)を設置又は管理する事業者は、地球温暖化対策事業者として、地球温暖化対策計画書の届出・公表と、その実施状況の報告・公表が必要となります。

燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度のエネルギー使用量が
800キロリットル以上(原油換算)となる事業所

※非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーが対象となります。

※複数の賃借事業者が入居している建築物については、建物全体で一つの事業所としてとらえます。

※燃料及び電気の使用量には、事業所で運行等の管理を行っている自動車、鉄道、船舶、航空機において使用する量を含みます。ただし、運輸事業者については、名古屋市内における活動量(取扱い貨物量、乗降客数等)が全体の半分以上を占める場合に限りま。

参考 エネルギー使用量が800kl/年以上となる目安

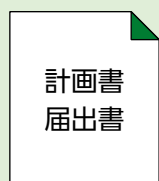
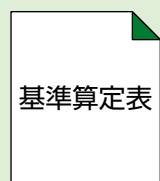
小売店舗	約1.5万m ² 以上	ホテル	客室数150～300規模以上
オフィス・事務所	約3万m ² 以上	病院	病床数250～300規模以上



地球温暖化対策計画書、実施状況報告書の届出・公表

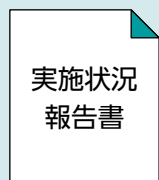
上記の要件に該当した事業所ごとに、計画書等を作成し、本市まで提出してください。

計画書 温室効果ガスの排出状況や、抑制目標などを記載します。



公表対象

実施状況報告書 温室効果ガスの排出状況や、目標の達成状況、取組の実施状況などを記載します。

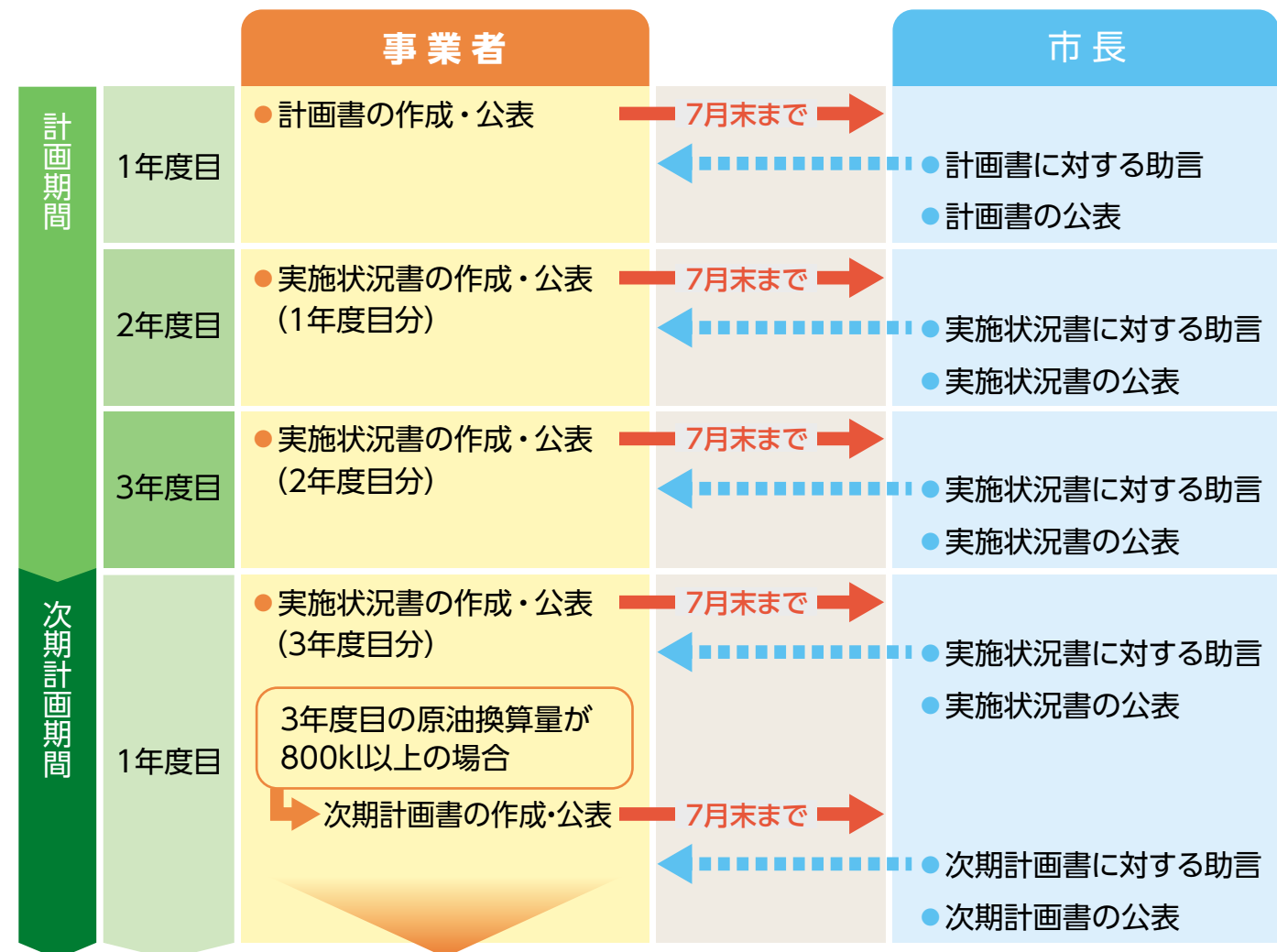


公表対象

計画書及び実施状況書の内容は、事業者及び市それぞれが公表することを義務付けています。



手続きの流れ



市による指導・助言

本市は、地球温暖化対策事業者に対し、計画書の作成及び実施の状況について、地球温暖化対策の取組を促進するために必要な指導及び助言を行います。



省エネコミュニケーション

本市では、省エネルギーの専門的な知識を有した「省エネルギー指導員」が、地球温暖化対策事業者を順次訪問し、取組や設備管理の状況を現場で確認させていただき、より効果的な対策に関する意見交換、助言等を行う「省エネコミュニケーション」を実施しています。

省エネに関するご相談も受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。(裏表紙参照)

